

平成 26 年（2014 年）5 月 29 日

「公認心理師法案骨子（案）」に関する緊急声明

開業臨床心理士協会（事務局：愛知県安城市朝日町 2-1）

会長・正会員：鈴木誠（くわな心理相談室）

正会員：亀井敏彦（はこ心理教育研究所）

正会員：小泉規実男（小泉心理相談室）

正会員：佐野直哉（佐野臨床心理研究所）

正会員：手束邦洋（手束心理言語臨床研究所）

正会員：中村勝治（中村心理カウンセリング）

正会員：堀恵子（ながら心理相談室）

正会員：宮地幸雄（岐阜カウンセリング研究所）

準会員：浅井真奈美（小泉心理相談室）

準会員：早川すみ江（小泉心理相談室）

準会員：廣藤奈津子（小泉心理相談室）

特別会員：渡辺雄三（渡辺雄三分析心理室）

私たち、10 年以上の心理臨床経験に加えて厳しい資格要件を満たす開業臨床心理士によって構成されている開業臨床心理士協会は、近々上程が準備されている「公認心理師法案骨子（案）」に対して、以下に記すような強い危惧と不安を抱いております。この「法案」への強い危惧をここに表明すると共に、「法案」が真に国民の福祉を実現する内容へと修正されることを切に要望いたします。

（一）昭和 63 年（1988 年）以来 25 年以上の歴史と実績を持つ臨床心理士資格は、国家資格ではないにもかかわらず、150 校を超える臨床心理士養成大学院を整備し、文部科学省におけるスクールカウンセラー事業の資格要件になり、スクールカウンセラーの大多数を始めとして、精神科医療や教育相談臨床などさまざまな現場で活動し、我が国における臨床心理学・心理臨床学の実践的専門家として市民権を得るまでに至りました。本来ならば、こうした歴史と実績を積み重ねてきた臨床心理士とその養成・認定システムこそが国家資格化されるべきであり、私たちもそれを強く願っております。

しかるに、臨床心理士の国家資格化への現場の希望から始まった真摯な運動が、クライアントのための臨床心理学とその実践家としての臨床心理士に対して十分な理解を持たない政治的学閥的な力に翻弄された結果、2005 年の「臨床心理士及び医療心理士要項骨子案（二資格一法案）」までははっきり記載されていた「臨床」「臨床心理」「臨床心理学」という用語が、今回の「法案」では一切消滅して、「心理学」「心理」という言葉しか見ることのできない驚くべきものになってしまっています。

「臨床」「臨床心理」「臨床心理学」という用語が消されていることは、決して単に語句の問題ではなく、この「法案」による資格が、深刻な苦しみや悩みを抱えるクライアントの方と、それを支える現場の臨床心理士のためのものではないことを、極めて象徴的か

つ实际的に示しているものであり、このような「法案」に基づいて資格法制化がなされることに対して強い懸念を抱かざるを得ません。

(二) 具体的にも、「法案」には、「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に主治の医師があるときは、その指示を受けなければならないこと」(第四一—三—②)とあります。私たちは、医療機関内での業務についても「指示」よりも「指導」がより望ましいと考えますが、医療機関外での業務についてはなおさら、このような規制を加えることは、何よりも、さまざまな苦しみや悩みを抱えるクライアントの方たちの心理的相談(カウンセリング等)への主体的な意向、要望に対して、個人的な人権を侵害するものであり、個人情報保護からも重大な違反行為となります。この条項は、心理的相談(カウンセリング等)に対する、国民の、自由で自発的な行為を極めて阻害するものであり、決して容認することはできません。^{なんびと}何人も、どのような障害、病気を抱えていようが、主治医に知られることなく、その障害、病気について他の者に相談することは、自由であり、基本的人権にかかわることです。

1985年に行なわれた国際法律家委員会(ICJ)による我が国の精神医療に対する勧告において、患者の人権を守るために精神医療、精神医学から中立的な「患者の(ための)カウンセラー」を配置することが求められていますが、この条項はその精神にも大きく反するものです。

(三) また、受験資格についてですが、大学院修了者だけでなく、「大学において主務大臣の指定する心理学等に関する科目を修めて卒業し、かつ、(中略)定める期間以上の実務の経験を有する者」(第二一三—②)とありますが、ここでも「心理学」とあるだけで「臨床心理学」への言及はまったくありません。この内容では、個別的・実践的援助としての「臨床」や「臨床心理学」を習熟していない学部卒の人たちが仕事に従事することで、対応が大変に難しい、深刻な苦しみや悩みを抱えられているクライアントの方々を、かえって傷つけることになりかねません。また、「心理師」として学部卒生が採用されることになって、(悪貨は良貨を駆逐するという経済学の原則通り)むしろ大学院で修学してきた良心的な臨床心理士が不遇な状況に追いやられることになりかねません。

大学院修了者にしても、「主務大臣の指定する心理学等に関する科目を修めたもの」(第二一三—①)とあるだけで、「臨床心理学」は必須科目どころか「臨床」という言葉も一切なく、大学院教育においてさえ、「臨床心理学」という学問は、露骨なほどに無視され、否認されています。このように、「臨床」「臨床心理学」を排除した資格が、心理臨床現場のクライアントの方々に実際に役立つものになるとはどうてい考えられず、むしろクライアントの方々の「こころやからだ」をかえって傷つけるものになるのではないかと、憂慮します。

(四) 私たちは、この内容での法案化には強い懸念を表明すると共に、25年以上にわたる歴史と実績を持つ現行の臨床心理士資格と同等の国家資格化法案が上程されることを切に望みます。

以上